

令和5年度社会教育主事講習[A]、一部科目指定講習[A] Q&A

北海道立生涯学習推進センター

社会教育主事講習[A]、一部科目指定講習[A]について、予想される質問と回答をまとめましたので、お問い合わせの前に参考にしてください。

1 社会教育主事、社会教育士の制度に係ること

Q1 社会教育主事とは何ですか。

A1 社会教育法にあるように、社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的教育職員で、社会教育を行う者に対して専門的技術的な助言と指導に当たる役割を担います。社会教育主事講習(大学での社会教育主事養成課程など)を修了し、社会教育主事任用資格を取得後、発令を受けて社会教育主事となります。

Q2 社会教育士とはどのような資格ですか。

A2 社会教育士は資格ではありません。「社会教育について社会教育主事講習(大学での社会教育主事養成課程など)を修了し、専門的に学んだ人」という称号となります。

Q1にありますように、発令がなければ社会教育主事にはなれませんが、令和2年度より「社会教育士」の制度が始まり、社会教育主事講習を修了した方は、社会教育士と名乗れるようになり、今後の活躍が期待されているところです。

また、令和元年以前に社会教育主事講習を修了した方は、既に社会教育主事となる資格を得るための全ての科目を修得している方を対象とした講習(一部科目指定講習)において「社会教育経営論」(2単位)、「生涯学習支援論」(2単位)を修得することで、社会教育士の称号が得られます。(社会教育士の認定証はありません。)

Q3 社会教育主事講習を受講した後、その資格を活かした就職はありますか。

A3 多くはありませんが、市町村教育委員会が、社会教育主事有資格者を採用することはあります。企業や各団体等において、社会教育士を求人することは、まだ少ないですが、これから求められる可能性はあります。現段階では、社会教育主事講習を修了したことで、直接的に就職につながることは多くありません。

Q4 一部科目指定講習とは何ですか。

A4 令和元年以前に社会教育主事講習を修了した方(既に社会教育主事となる資格を得るために修得すべき全ての科目を修得している者)を対象に、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の単位を修得するための講習です。この講習により、所定の単位を修得すれば、社会教育士の称号を名乗ることができるようになります。社会教育主事講習と同一の内容で学びます。

2 受講資格に係ること

Q5 社会教育主事講習の受講資格について教えてください。

A5 短大卒以上または教員免許を有していれば受講可能です。高等学校卒業、専門学校卒業の場合は、社会教育についての業務経験年数が必要になります。

本講習の要項に「社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する方」との記載がありますが、各号は次のとおりです。

第2条第1号 大学に2年以上在学して62単位以上習得した者

(大学卒、短期大学卒、高等専門学校(高専)卒、在学中)

第2条第2号 教育職員の普通免許状を有する者

第2条第3号 社会教育主事補、官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他社会教育主事補の職と同等以上の職に2年以上従事した者

第2条第4号 文部科学大臣の指定する教育に関する職に4年以上従事した者

第2条第5号 文部科学大臣が同等以上の資格を有すると認めた者

上記、第2条第4号や第5号については、詳細についてお伺いした上で、受講資格の有無を判断しますので、当センターまでお問い合わせください。

3 受講申込に係ること

Q6 申込は必ずデータで送らなければならないのですか。

A6 必ずデータの提出が必要なものは【様式1】と【様式2】です。

居住地が北海道内の方で、書類一式を当センターまで郵送する場合は、併せて作成した【様式1】と【様式2】のデータを当センターに送信してください。

居住地が北海道以外の方は、申込書類一式を都府県教育委員会に提出し、併せて作成した【様式1】と【様式2】のデータを当センターに送信してください。

なお、データでの提出の際には、PDF 等にせず、Excel のまま、センター処理シートを削除せずにお送りください。

Q7 証明書の原本をデータ化して送信することは可能ですか。

A7 北海道内に居住であれば可能です。【様式6】を作成の上、データを送信してください。

Q8 大学で修得した単位が、社会教育主事講習の科目の履修として振替えられますか。

A8 【様式1】に必要事項を記入し、要項に記載の書類を提出してください。主事講習運営委員会で振替が可能かを判断し、結果をお知らせいたします。

Q9 北海道外から受講することは可能ですか。

A9 可能です。ただし、社会教育主事講習[A]要項(13 受講者の選定及び受講者決定の通知)、社会教育主事講習(一部科目指定講習)[A]要項(12 受講者の選定及び受講者決定の通知)のとおり、受講の優先順位があります。受講希望者の人数により受講が認められないことがあることを御理解ください。

Q10 ネットワーク環境がありません。生涯学習推進センターでの受講は可能ですか。

A10 オンラインでの講義については、当センターを会場として受講することはできません。

Q11 2名で1台の端末から参加することは可能ですか。

A11 できません。1端末1名としてください。

Q12 【様式5】の受講承諾書は必ず作成しなければなりませんか。

A12 行政職員・教員の方は、職場の理解を得て(勤務を調整して)参加するため、必ず作成し提出してください。 ※一部科目指定講習を受講する方は必要ありません。

Q13 スマートフォンでの受講はできますか。

A13 講義や演習において画面での資料の共有や、共同作業をする場面があり、複数のアプリを同時に画面上で開ける環境が必要となることから、スマートフォンのみを使用しての受講はできません。

Q14 PCにカメラがなく、ビデオをオンにできませんが受講は可能ですか。

A14 カメラ機能がなく、ビデオをオンにできない場合は、受講はできません。運営者が受講の様子を確認することができるように、外付けカメラ等の御準備をお願いします。

4 講習の方法・内容に係ること

Q15 欠席しなければならない日がありますが、受講可能ですか。

A15 欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。本講習は、全日程出席することを原則としています。やむを得ない事由(天災、親族の死去に伴う葬儀等、社会通念上出席できないと認められる場合)により欠席する場合は、事前に当センターへ連絡の上、所定の様式に欠席理由等を記載し、提出する必要があります。欠席の可能性がある場合は、用務の調整、または次年度以降の受講をお願いします。

Q16 テキストはありますか。

A16 ありません。基本的に資料はデータで配布し、講習を進めます。

Q17 講師の資料はどのように配布されますか。

A17 受講決定後の二次案内にて御連絡しますが、「Google Workspace for Education」の「Google Classroom」内で受講者へ配布します。オリエンテーション(接続テスト)において、「Google Workspace for Education」の使い方を説明します。

Q18 単位の認定のための課題はありますか。

A18 あります。講義後のレポート(リフレクションシート)提出、演習課題等により評価します。

Q19 日程により、受講場所が変わりますが、受講は可能ですか。

A19 可能です。安定した通信環境と、受講に専念できる環境の準備をお願いします。

Q20 受講料はかかりますか。

A20 無料です。ただし、機器の購入、通信、資料印刷等に係る費用は受講者で御負担をお願いします。

Q21 オンライン会議「Zoom」に不慣れですが、受講は可能ですか。

A21 受講は可能ですが、オリエンテーションに参加できるように、「Zoom」への入室操作、ビデオやマイクのオンオフ操作について、事前に御確認ください。

Q22 講習は大変ですか。

A22 個人の感覚によるところですが、資格を付与の講習であること、講習期間が長期に渡ることを考えると気軽な講習とはなりません。オンラインで実施するため、終日画面を見続ける、座り続ける大変さは感じられるかもしれません。

Q23 「Zoom」の背景を設定しても良いですか。

A23 受講を妨げるもの、研修にふさわしくないものでなければ御使用いただいて構いません。ときどき、背景と身体が一体化されてしまい、受講者が背景に消えてしまうことがあります。運営者から受講の様子が確認できるような背景を御利用ください。また、自分自身の映り方についても確認し、必要に応じてマイクとの距離や光源の位置を変えるなど工夫をお願いします。

Q24 講義を録画することは可能ですか。

A24 講義の録音・録画やスクリーンショットの使用は認めておりません。運営で録画をする場合は、講師に許可をいただいております。講義中は必要に応じて、メモ等に対応してください。

その他、御不明な点等は担当まで御連絡ください。

【担当】

北海道立生涯学習推進センター 中西・萱津・宮岸

TEL:011-204-5782

FAX:011-261-7431

E-mail:shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp